

行政書士法人あさひ法務

留学生が就職しやすくなりました!!

留学生が日本で働くには、就労ビザに変更する必要があります。就労ビザが許可されるには、学歴と業務がマッチングしていなければなりません。また仕事内容についてはホワイトカラーを想定しており、**飲食や小売でのレジやウェイターなどの接客、ホテルでの通訳以外の宿泊業務、各種製造現場**などはメイン業務では許可されませんでした。そのため卒業したら帰国してしまう留学生も多く、今後のインバウンド需要に向けて留学生が働きやすいように「**新しいビザ**」が創設されました（5月30日施行）。⇒ 在留資格「**特定活動**」の一つとして追加されます。



- ①「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」がメインであること（＝現場作業はサブ）。
- ②日本の大学を卒業したこと（＝専門学校・日本語学校卒業ではダメです）。
- ③N1取得もしくは日本語専攻であること（＝留学生には少し高いハードルです）。

飲食・宿泊・製造・観光などの業界に朗報！日本人への接客や外国人労働者への通訳しながら現場作業にも従事することができます。



行政書士

“はな”ちゃん

教えて！ビザせんせ〜い

第2回探訪 外国人の働く会社

平成 10 年創業

つくば市東岡 88 番地 3

代表取締役 太田久人 様

名前 リザさん

国籍 イタリア

在留資格 技術・人文知識・国際業務

(株)ヴィナイオータ様

一御社について教えてください

ヴィナイオータのメイン商品はイタリアの自然派ワインです。伝統的なスタイルを守り有機農法や自然農法を実践している造り手を中心に、イタリアまで出向き全ての生産者を実際に訪ねて買付しています。造り手による個性あるワインとその情熱を日本に伝えていくことを目指しているインポーターです（太田社長）。



一リザさんの入社（2019年）のきっかけは？

太田代表のブログを見たことがきっかけです。日本が好きで来日し、九州の短大に留学しました。文化や言葉を学ぶ内に、日本と母国を繋ぐ仕事ができたらと考えるようになりました。「造り手、生産者のプロダクトだけでなく、その中に込められた情熱、覚悟、良心をも伝えていく」という太田代表のブログを偶然見つけ、そのメッセージに魅かれて応募しました（リザさん）。



太田社長とリザさん

一外国人材の活用についてお聞かせください

外国人だからといって特別な扱いはありません。入ってまだ間もないですが、真面目で理解力が早いとスタッフからの評判もいいです。まずは出荷、受発注、電話対応など全てをこなしていただきます。その上で生産者が来日した際のアテンドや海外出張など、イタリア人である特性を活かした業務を任せて行きたいと思います（太田社長）。



外国人採用に関するお悩み、ビザの各種相談はあさひ法務まで

